

## ふるさと宍粟の観光基本計画（第2次）に係るパブリックコメント実施要領

### 1. 案件名

ふるさと宍粟の観光基本計画（第2次）案に関するパブリックコメントについて

### 2. 募集期間

平成29年1月25日（水）から平成29年2月23日（木）まで（30日間）

### 3. 担当課

産業部 商工観光課 観光係

### 4. 募集の要旨

平成24年度に策定したふるさと宍粟の観光基本計画（第1次）の計画期間が平成28年度で終了するため、観光基本計画の改定を行います。

宍粟市観光基本計画検討委員会による協議の結果、作成された観光基本計画（第2次）の素案について、パブリックコメントの募集を実施し、広く市民等の意見を反映します。

### 5. 公表する資料

ふるさと宍粟の観光基本計画（第2次）案 別紙参照

### 6. 閲覧場所及び閲覧時間

場所	閲覧時間
市役所商工観光課	午前8時30分から午後5時15分まで (月曜日から金曜日まで)
各市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	午前9時30分から午後5時30分まで (金曜日のみ午後6時30分まで) (臨時休館日を除く火曜日から日曜日まで)
宍粟市ホームページ	募集期間最終日まで(終日)

### 7. 意見を提出できる人

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 市内に存する学校に在学する者
- ⑤ パブリックコメントに付す事案に利害関係を有する者

## 8. 意見を提出する様式

別添「意見書」のとおり

## 9. 意見の提出方法

方法	提出先
持参	上記閲覧場所（市ホームページを除く）にご提出ください。
郵送	産業部商工観光課まで郵送してください。 〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6 宍粟市役所 産業部 商工観光課 観光係 宛
ファックス	0790-63-1282
電子メール	shokokanko-ka@city.shiso.lg.jp

## 10. 注意事項

- 意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。  
（氏名及び住所の記載がない場合は無効とします。）
- 提出いただいた意見に対して、個別に回答はしません。
- 提出いただいた意見に対する市の考え方は、宍粟市ホームページ等により公表します。  
なお、意見を提出いただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開しません。